おくやみガイドブック

川崎市　川崎区

令和８年 10 月

おくやみコーナーについて

死亡届提出後の手続きに関してご相談をお受けいたします。

予約専用コールセンター

０４４－２００－１５００

受付時間 午前９時～午後４時４５分
（土日祝休日、年末年始を除く）
ご予約は来庁希望日の４開庁日前の午後３時まで

ご遺族の方へ

このたびのご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族におかれましては、悲しみや先々のご不安もあるなか、さまざまな申請や届出に関する手続きが必要になってくることと存じます。
本紙では、それらのうち、区役所での手続きを中心に、必要なものにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようご案内をいたします。

事前準備について

川崎区役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認
次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 各種手続きチェックリスト
該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、
各種手続きページをご覧ください。

STEP 3 ご来庁ください
本紙と必要なものをお持ちの上、川崎区役所へお越しください。

区役所の「おくやみコーナー」では、ご遺族が迷わず区役所での手続きができるよう、
必要な手続きのご案内や申請書の作成支援等を行っております。利用方法は以下のとおりです。

「おくやみコーナー」の利用方法

STEP 1 「おくやみコーナー」の利用予約
コールセンターに電話しご予約ください。

予約専用コールセンター
電話　044-200-1500
受付時間　午前９時～午後４時４５分（土日祝休日、年末年始を除く）
※来庁希望日の４開庁日前の午後３時までにご予約ください。

STEP 2 必要な持ち物の連絡
予約日の前日までに「おくやみコーナー」から、来庁時に必要な持ち物をご連絡します。

STEP 3 来庁し「おくやみコーナー」を利用

おくやみコーナー
開設時間　午前９時～１２時、午後１時～４時（土日祝休日、年末年始を除く）
開設場所　川崎区役所２階区民課付近

来庁時の持ち物について

・このページでは、手続きに必要な、主なお持ちものについて掲載しています。
・故人の状況により、ここでご案内しているもの以外にも必要なものが生じる場合もございます。
・なるべく一度にお手続きいただけるよう一覧としていますが、お手元にあるものをお持ちください。

ご遺族の方の必要なもの

□ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
□ 認印（※相続人代表及び喪主）
□ 預貯金通帳（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

□ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書など）
□ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に関する書類
・資格確認書（お持ちの方のみ）
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は加入者全員分
・各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）（お持ちの方のみ）
・葬祭の領収書、会葬礼状など
※葬祭費の申請のため、喪主及び亡くなられた方の氏名、葬祭日の確認ができるもの
□ 介護保険被保険者証
□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
□ その他役所から交付された受給者証や福祉タクシー利用券など

本人確認書類について

□ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

□ ２点で本人確認できる書類

公的医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

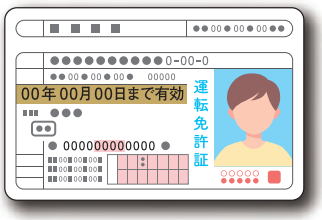

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （52 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認※ （55 ページ参照）	
4ヶ月以内		○所得税の準確定申告※ （56 ページ参照）
10ヶ月以内	○遺産分割協議 （55 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付※ （56 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内		

川崎区で必要な手続きについては 7 ページから、窓口・問合せ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期と存じますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※法律などで期限が定められていることから、「相続放棄・限定承認」は家庭裁判所、「所得税の準確定申告」や「相続税の申告」は税務署に必ずご自身でご確認ください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録に関する手続き	□	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	□	住民基本台帳カードを持っていた	
	□	世帯主死亡の場合で同一世帯に世帯員が2人以上いる	P.8
	□	印鑑登録をしていた	
年金に関する手続き	□	国民年金のみに加入又は受給していた	P.9
	□	厚生年金に加入又は受給していた	P.10
	□	共済年金に加入又は受給していた	P.11
	□	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.12
	□	心身障害者扶養共済制度年金を受給していた	
保険に関する手続き	□	国民健康保険に加入していた	P.13
	□	神奈川県後期高齢者医療制度に加入していた	P.15
介護保険に関する手続き	□	介護保険被保険者証を持っていた	P.16
	□	介護保険で介護認定を受けていた	
子どもに関する手続き	□	満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の子どもを養育している	P.17
	□	満18歳の年度末まで（障害児・高等学校在学中の場合は20歳未満）の子どもを養育している	P.18
	□	子どもが保育所などに入所している	P.19
	□	子どもが学童に入所している	
	□	児童手当を受給していた	P.20
	□	児童扶養手当を受給していた	P.21
	□	特別児童扶養手当を受給していた	P.22
	□	ひとり親家庭等医療証を持っていた	P.23

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子どもに関する手続き	□	小児医療証を持っていた、又は小児医療証をお持ちのお子さんの保護者が亡くなられた	P.23
	□	交通事故・自然災害・不慮の事故で亡くなられた	P.24
	□	市立小・中学校に通学又は入学予定のお子様がいる	
	□	養育医療を受けていた	P.25
	□	母子父子寡婦福祉資金貸付を受けていた	
福祉（障害）に関する手続き	□	身体障害者手帳を持っていた	P.26
	□	療育手帳を持っていた	
	□	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.27
	□	特別障害者手当を受給していた	
	□	障害児福祉手当を受給していた	P.28
	□	重度障害者医療証を持っていた	P.29
	□	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を持っていた	P.30
	□	自立支援医療受給者証（育成医療）を持っていた	
	□	経過的福祉手当を受給していた	P.31
	□	心身障害者扶養共済制度に加入していた	
	□	特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた	P.32
	□	小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた	
	□	被爆者健康手帳を持っていた	P.33
	□	身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が、水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた	P.34
	□	公害医療手帳を持っていた	
福祉（高齢者）に関する手続き	□	高齢者在宅サービス（介護保険外）を利用していた	P.35
	□	水道料金・下水道使用料の基本料金減免制度（要介護）を利用していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
税金に関する手続き	□	普通自動車を所有していた	P.36
	□	軽自動車を所有していた	
	□	125cc以下のバイク（原付1種・2種・特定小型）を所有していた	P.37
	□	126～250ccのバイク（軽二輪）を所有していた	P.38
	□	250cc超のバイク（小型二輪）を所有していた	
	□	小型特殊自動車を所有していた	P.39
	□	不動産（土地・家屋）を所有していた	P.40
	□	固定資産税（土地・家屋・償却資産）が課されていた	P.41
	□	市民税が課されていた	P.42
	□	軽自動車税が課されていた	P.43
ペットに関する手続き	□	犬を飼っていた	P.44
医療に関する手続き	□	肝炎治療受給者証を持っていた	P.45
災害弔慰金に関する手続き	□	交通事故又は労働災害により亡くなられた	
食品・環境衛生・動物取扱業・医療関連の事業に関する手続き	□	食品営業・理美容所・クリーニング所・環境衛生営業・動物取扱業・医療機関・薬局・施術所・歯科技工所等の施設の営業を区内で行っていた	P.46
受水槽に関する手続き	□	所有している建物に受水槽が設置されており、届出をしていた	P.47
医療職関係免許・調理師関係免許・クリーニング師免許に関する手続き	□	医療系（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）、栄養士、管理栄養士、調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師、クリーニング師の免許を持っている	P.48

区役所以外の主な手続きは49ページ以降を、相続については55ページ以降をご参照ください。

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期　限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ マイナンバーカード	どなたでも可
	問合せ先
	区民課 住民記録第 1 係 2 階 6 番窓口 ☎ 044-201-3143

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期　限
住民基本台帳カードは廃止となっています。 お持ちだった場合でも返納は義務ではありません。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 住民基本台帳カード	どなたでも可
	問合せ先
	区民課 住民記録第 1 係 2 階 6 番窓口 ☎ 044-201-3143

世帯主死亡の場合で同一世帯に世帯員が2人以上いる

手続き　世帯主変更届

手続き詳細	期　限
亡くなられた世帯主と同一の世帯に、世帯員が 2 人以上いる場合は必要となります。ただし、世帯主となる者が明らかであるような場合など、届出が必要のないこともあります。	死亡から 14 日以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類 （同一世帯の方のもの）	同一世帯の方
	問合せ先
	区民課 住民記録第 1 係 2 階 5 番窓口 ☎ 044-201-3143

印鑑登録をしていた

手続き　印鑑登録証（カード）の返納又は破棄

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、この場合返納は義務ではありません。裁断・破棄してください。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 印鑑登録証（カード）	どなたでも可
	問合せ先
	区民課 住民記録第 1 係 2 階 5 番窓口 ☎ 044-201-3143

国民年金のみに加入又は受給していた

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 まずは最寄りの年金事務所にお問合せください。 年金事務所へ問合せた結果、区役所でも手続きが可能な場合は、必要書類をご確認の上お手続きください。	—

必要なもの	手続き可能な人
年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	—
	問合せ先
	川崎年金事務所 ☎ 044-233-0181 年金事務所予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ※ 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6631-7521 保険年金課 国民年金担当 3 階 4 番窓口 ☎ 044-201-3155

MEMO

厚生年金に加入又は受給していた

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 まずは最寄りの年金事務所にお問合せください。 ※手続き先は年金事務所となります。予約受付専用電話を利用してご予約の上、ご来所していただきますようお願いします。	—

必要なもの	手続き可能な人
年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	—
	問合せ先
	川崎年金事務所 ☎ 044-233-0181 年金事務所予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ※ 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6631-7521

MEMO

共済年金に加入又は受給していた

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 まずは加入又は受給されていた共済組合、又は最寄りの年金事務所にお問合せください。	―

必要なもの	手続き可能な人
共済組合又は年金事務所からの案内に従ってご用意ください。	―
	問合せ先
	川崎年金事務所 ☎ 044-233-0181 年金事務所予約受付専用電話 ☎ 0570-05-4890 ※ 050 で始まる電話でおかけになる場合 ☎ 03-6631-7521

MEMO

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き　心身障害者扶養共済制度の年金支給請求

手続き詳細	期　限
障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めていた場合、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するための請求が行えます。 https://logoform.jp/form/FUQz/170699	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 死亡診断書 □ 加入者の消除された住民票 □ 対象障害者の住民票 □ 加入証書 （紛失した場合は加入証書紛失届） □ 口座番号確認書類（対象障害者）	ご遺族 **問合せ先** 高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

心身障害者扶養共済制度年金を受給していた

手続き　年金の受給権者死亡届

手続き詳細	期　限
年金を受給している方が亡くなられた場合、年金の受給権者死亡届の提出が必要です。 https://logoform.jp/form/FUQz/170691	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 年金証書 （紛失した場合は年金証書紛失届） □ 対象障害者の消除された住民票 または死亡診断書の写し	ご遺族 **問合せ先** 高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

国民健康保険に加入していた

手続き① 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000017102.html	葬祭を行った日の翌日から２年以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 亡くなられた方の資格確認書（お持ちの方のみ。死亡届出時に回収済みである場合は不要。） □ 申請者の本人確認ができるもの □ 振込先金融機関、口座番号などの控え（葬祭を行った方（喪主）の名義） □ 会葬礼状又は葬祭領収書（喪主及び亡くなられた方の氏名、葬祭日の確認ができるもの）	葬祭執行者（喪主） **問合せ先** 保険年金課 国民健康保険担当 3 階 2 番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

手続き② 国民健康保険に関する証等の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合、国民健康保険に関する証等を返還してください。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 国民健康保険資格確認書（お持ちの方のみ） □ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） ※「資格情報のお知らせ」は、返還不要です。	ご遺族 **問合せ先** 保険年金課 国民健康保険担当 3 階 2 番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

手続き③ 世帯員の国民健康保険資格確認書の返還（世帯主が亡くなられた場合）

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合、世帯全員分の資格確認書の返還が必要です。なお、世帯主変更後の新しい資格確認書は郵送いたします。（マイナ保険証をお持ちでない方）	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 国民健康保険資格確認書（世帯全員分）（お持ちの方のみ）	ご遺族
	問合せ先
	保険年金課 国民健康保険担当 3 階 2 番窓口 （川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

※「国民健康保険資格確認書」の詳細については、川崎市HPなどをご参照ください。
「資格情報のお知らせ」は、返却不要です。

MEMO

3. 保険に関する手続き

神奈川県後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期　限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方のみ。死亡届時に回収済みである場合は不要。） □ 印鑑（葬祭を行った方（喪主）のもの） □ 振込先金融機関、口座番号などの控え（葬祭を行った方（喪主）の名義） □ 会葬礼状又は葬祭領収書（喪主及び亡くなられた方の氏名、葬祭日の確認ができるもの	葬祭執行者（喪主） **問合せ先** 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 3 階 5 番窓口（川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

手続き② 後期高齢者医療制度に関する証等の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合、後期高齢者医療制度に関する証等を返還してください。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 後期高齢者医療資格確認書（お持ちの方のみ） □ 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ） ※「資格情報のお知らせ」は、返還不要です。	ご遺族 **問合せ先** 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 3 階 5 番窓口（川崎市保険コールセンター） ☎ 044-200-0783

※「後期高齢者医療資格確認書・資格情報のお知らせ」の詳細については、神奈川県後期高齢者医療広域連合HPなどをご参照ください。

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、返還が必要です。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 介護保険被保険者証	どなたでも可
	問合せ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 3 階 5 番窓口 ☎ 044-201-3277

介護保険で介護認定を受けていた

手続き 負担割合証、負担限度額認定証の返還

手続き詳細	期　限
介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合は返還が必要です。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 介護保険負担割合証 （お持ちの方のみ） □ 介護保険負担限度額認定証 （お持ちの方のみ）	どなたでも可
	問合せ先
	高齢・障害課 介護認定給付係 3 階 6 番窓口 ☎ 044-201-3152

MEMO

満18歳の年度末まで（障害児は20歳未満）の子どもを養育している

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期　限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満 18 歳の年度末まで（障害児は 20 歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。	なし ※期限はありませんが、遡及はできません。

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ マイナンバー確認書類（ご遺族及びご遺族の扶養義務者のもの） □ 申請者と児童の戸籍謄本 □ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） □ 年金手帳（ご遺族のもの） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族 **問合せ先** 児童家庭課 児童家庭サービス第 1 係 7 階 ☎ 044-201-3287

MEMO

満18歳の年度末まで（障害児・高等学校在学中の場合は20歳未満）の子どもを養育している

手続き　ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期　限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満 18 歳の年度末まで（障害児・高等学校在学中は 20 歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、保険医療費診療の自己負担分（食事療養標準負担額などを除く）を助成します。	なし ※期限はありませんが、遡及はできません。

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ マイナンバー確認書類（申請者及びご遺族の扶養義務者と子どものもの） □ 児童扶養手当の証書又は児童扶養手当支給停止通知書 □ 申請者と児童の戸籍謄本 □ 健康保険の記号・番号及び保険者名の分かるもの（申請者と子ども双方のもの） ※マイナンバーカード、資格確認書等 □ 所得情報の照会に関する同意書（同居の親族がいる場合） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族 **問合せ先** 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 3 階 5 番窓口 ☎ 044-201-3277

MEMO

子どもが保育所などに入所している

手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期　限
保育所などの入所に際し、登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要になります。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族
	問合せ先
	児童家庭課 児童家庭サービス第 2 係 7 階 ☎ 044-201-3219

子どもが学童に入所している

手続き 学童保育の手続き

手続き詳細	期　限
学童保育に登録している世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、各施設にお問合せください。	なし

必要なもの	手続き可能な人
民間放課後児童クラブをご利用の方は、各施設にお問合せください。わくわくプラザをご利用の場合は、ご利用のわくわくプラザに直接お問合せください。	ご遺族
	問合せ先
	各施設にお問合せください。

MEMO

児童手当を受給していた

手続き　児童手当の受給者変更・未支払手当請求の手続き

手続き詳細	期　限
児童手当を受給されていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって児童手当の受給資格が消滅します。今後、児童を監護される方（配偶者の方など）が亡くなられた方に代わって児童手当を受給するためには、申請が必要になります。 ただし、新しく受給者になられる方が公務員の場合は、職場での申請となります。 また、亡くなられた方に未だ支払われていない児童手当がある場合は、当該児童手当の支給対象児童となっていた児童に支給します。	死亡日の翌日から 15 日以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ マイナンバー確認書類（ご遺族のもの） □ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） □ 健康保険資格確認書（ご遺族のもの、マイナ保険証をお持ちの場合は不要。共済組合に加入し、勤務先からの支給ではない場合は年金加入証明書等が必要） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	今後児童を監護する方 **問合せ先** 区民課 住民記録第 2 係 2 階 1 番窓口 ☎ 044-201-3141

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給者死亡届・未支払手当請求などの手続き

手続き詳細	期　限
児童扶養手当を受給されていた方が亡くなられた場合、受給者死亡届の手続きが必要です。未払いの手当がある場合はご遺族の方が受け取ることができます。 また、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部又は全部停止となる可能性があります。 申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問合せください。	死亡から 14 日以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） □ 児童扶養手当証書 【新たな受給者として申請する場合】 □ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ 戸籍謄本（申請者と児童のもの） □ 年金手帳（ご遺族のもの） □ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） □ マイナンバー確認書類 （ご遺族及びご遺族の扶養義務者のもの） ※その他、申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	今後児童を養育する方 **問合せ先** 児童家庭課 児童家庭サービス第 1 係 7 階 ☎ 044-201-3287

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

手続き　特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

【児童が亡くなられた場合】

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
ー	ご遺族
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

【保護者が亡くなられた場合】

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ マイナンバー確認書類 （申請に関係する全ての方のもの） 【資格喪失】 口座番号確認書類（対象児童のもの） 【受給者変更】 口座番号確認書類（新規受給者のもの） ※その他申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問い合わせください。	今後児童を養育する方
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

ひとり親家庭等医療証を持っていた

手続き ひとり親家庭等医療証の変更（消滅）届の提出

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、変更（消滅）の届け出が必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ ひとり親家庭等医療証	ご遺族
	問合せ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 3 階 5 番窓口 ☎ 044-201-3277

小児医療証を持っていた、又は小児医療証をお持ちのお子さんの保護者が亡くなられた

手続き 小児医療証の返還

手続き詳細	期　限
小児医療証を持っていた児童が亡くなられた場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返還してください。また、申請者（保護者）が亡くなられた場合は、保護者を変更する手続きが必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの） □ 小児医療証 【保護者変更のお手続きの場合】 □ 小児医療証 □ 子どもの健康保険の記号・番号及び保険者名の分かるもの ※マイナンバーカード、資格確認書等 □ マイナンバー確認書類（変更後の保護者のもの） □ 本人確認書類（変更後の保護者のもの） □ 代理人の場合は委任状	ご遺族
	問合せ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 3 階 5 番窓口 ☎ 044-201-3277

交通事故・自然災害・不慮の事故で亡くなられた

手続き　災害遺児等福祉手当の手続き

手続き詳細	期　限
交通災害、自然災害、不慮の災害などにより、児童と同一生計を営む保護者（父・母又はそれに代わる方）が亡くなられた場合、又は重度の障害者（身体障害者手帳１級又は２級の方）になった場合、その児童と同一生計、同一世帯にある保護者で、市内に居住している方が申請できます。	なし ※期限はありませんが、遡及はできません。

必要なもの	手続き可能な人
□ 自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長などの発行する証明書 □ 医師が発行する死体検案書又は死亡診断書（亡くなられた場合）、身体障害者手帳の写し（障害を有する場合） □ 戸籍謄本 □ 世帯全員の住民票の写し □ 口座番号確認書類 □ 本人確認書類（ご遺族のもの）	今後児童を養育する方
	問合せ先
	区民課 住民記録第２係２階１番窓口 ☎ 044-201-3141

市立小・中学校に通学又は入学予定のお子様がいる

手続き　保護者変更手続き

手続き詳細	期　限
保護者として登録されている方が亡くなられた場合、保護者変更の手続きが必要です。窓口で「変更届」を発行しますので、お子様が就学している学校に提出してください。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（ご遺族のもの）	お子様の親権者
	問合せ先
	区民課 住民記録第２係２階１番窓口 ☎ 044-201-3141

養育医療を受けていた

手続き 未熟児養育医療変更届の提出

手続き詳細	期　限
対象医療を受けていた子どもが亡くなられた場合、未熟児養育医療の中止（廃止）の手続きが必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（保護者のもの）	保護者
	問合せ先
	児童家庭課 児童家庭サービス第 1 係 7 階 ☎ 044-201-3287

母子父子寡婦福祉資金貸付を受けていた

手続き 借受人死亡・解散届、貸付停止事由発生届、継続貸付申請書などの提出

手続き詳細	期　限
貸付を受けていた保護者又は子どもが亡くなられた場合、手続きが必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
※貸付の状況により異なりますのでお問い合わせください。	ご遺族、清算人の方
	問合せ先
	児童家庭課 児童家庭サービス第 1 係 7 階 ☎ 044-201-3287

MEMO

6. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き　身体障害者手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の身体障害者手帳について、返還が必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 身体障害者手帳	ご遺族など
	問合せ先 高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

療育手帳を持っていた

手続き　療育手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の療育手帳について、返還が必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 療育手帳	ご遺族など
	問合せ先 高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

MEMO

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返還が必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 精神障害者保健福祉手帳	ご遺族など
	問合せ先
	高齢・障害課 精神保健係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3213

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細	期　限
特別障害者手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 口座番号確認書類（ご遺族のもの） ※申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

MEMO

障害児福祉手当を受給していた

手続き　障害児福祉手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細	期　限
障害児福祉手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 口座番号確認書類 （ご遺族のもの） ※申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

MEMO

重度障害者医療証を持っていた

手続き① 重度障害者医療証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。重度障害者医療証を返還してください。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 重度障害者医療証	どなたでも可
	問合せ先
	保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 3 階 5 番窓口 ☎ 044-201-3277

手続き② 重度障害者医療費助成の申請

手続き詳細	期　限
重度障害者医療費助成制度の対象者が助成対象期間に神奈川県外の医療機関にかかったなど、医療費の負担をしていた場合は、医療費助成の申請を相続人代表者の方が行うことができます。 ※高額療養費に該当する場合、まず先に高額療養費の支給を受け、高額療養費支給決定通知書を受け取ってから、重度障害者医療費助成を申請してください。限度額適用認定証をお使いの方は、そのまま重度障害者医療費助成を申請できる場合があります。	受診月の翌月から5年以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 重度障害者医療証 □ 川崎市重度障害者医療費助成振込先口座変更申請書（相続人代表者申立書） □ 口座番号確認書類（相続人代表者のもの） □ 戸籍謄本（亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かるもの。住民票の世帯が同じ場合は不要です。） □ 領収書（亡くなられた方が神奈川県後期高齢者医療広域連合の健康保険に加入していた期間に神奈川県外の医療機関に支払ったものは不要です。）	相続人代表者
	問合せ先
	保険年金課後期・介護・医療費助成担当 3 階 5 番窓口 ☎ 044-201-3277

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を持っていた

手続き　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院）を返還してください。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 自立支援医療受給者証	どなたでも可
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215（更生医療） ☎ 044-201-3213（精神通院）

自立支援医療受給者証（育成医療）を持っていた

手続き　自立支援医療受給者証（育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（育成医療）を返還してください。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 自立支援医療受給者証	どなたでも可
	問合せ先
	児童家庭課 児童家庭サービス第 1 係 7 階 ☎ 044-201-3287

MEMO

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の資格喪失届

手続き詳細	期　限
経過的福祉手当を受給されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者又は扶養義務者が受取ることができます。	死亡から 14 日以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 口座番号確認書類 （ご遺族のもの） ※申請書類については、申請する方の状況により異なりますのでお問合せください。	ご遺族
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 心身障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期　限
1 年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。 https://logoform.jp/form/FUQz/172853	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 加入証書 （紛失した場合は加入証書紛失届） □ 口座番号確認書類（加入者のもの） □ 加入者の住民票 □ 対象障害者の消除された住民票	ご遺族
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215

MEMO

特定医療費（指定難病）受給者証を持っていた

手続き　特定医療費（指定難病）受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の特定医療費（指定難病）受給者証について、返還が必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 特定医療費（指定難病）受給者証	どなたでも可
	問合せ先
	地域ケア推進課 管理運営係 7 階 ☎ 044-201-3228 （川崎市特定医療コールセンター） ☎ 044-200-1979

小児慢性特定疾病医療受給者証を持っていた

手続き　小児慢性特定疾病医療受給者証の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の小児慢性特定疾病医療受給者証について、返還が必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 小児慢性特定疾病医療受給者証	どなたでも可
	問合せ先
	児童家庭課 児童家庭サービス第 1 係 7 階 ☎ 044-201-3287

MEMO

被爆者健康手帳を持っていた

手続き① 被爆者健康手帳等の返還

手続き詳細	期　限
被爆者健康手帳（又は第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証）、手当証書を窓口に返還してください。死亡の事実の確認が取れず、死亡の翌月分以降の手当が支給されたときは、手当返納が必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
※これまで提出を求めていた被爆者死亡届は、令和７年３月１日以降不要となりました。 □被爆者健康手帳 □手当証書（手当受給があった場合）	ご遺族
	問合せ先 地域ケア推進課 管理運営係７階 ☎ 044-201-3228

手続き② 葬祭料の申請

手続き詳細	期　限
葬祭料の申請をすることができます。葬祭料は、被爆者健康手帳をお持ちの方が亡くなられた場合、葬祭を行う方に支給します。ただし、死因が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は支給されません。 また、死亡の事実の確認が取れた場合、原爆死没者名簿に登載されます。登載を希望されない場合は葬祭料を申請する際にお申し出ください。	死亡から５年以内

必要なもの	手続き可能な人
□ 被爆者健康手帳 □ 手当証書（手当受給があった場合） □ 認定書（厚生労働大臣から認定疾病の認定を受けていた場合） □ 被爆者健康手帳返還希望申出書 （提出があった場合、無効印を押した手帳を返還） □ 葬祭料支給申請書 □ 死亡診断書又は死体検案書 □ 会葬御礼又は領収書（故人と喪主の方のフルネームの記載があるもの。ない場合は申立書） □ 葬祭料の振込先口座番号が確認できるもの （喪主の名義の口座に限る）	ご遺族
	問合せ先 地域ケア推進課 管理運営係７階 ☎ 044-201-3228

身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が、水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた

手続き　水道料金・下水道使用料の減免の喪失届出

手続き詳細	期　限
身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳を持っていた方の世帯が水道料金・下水道使用料の減免制度を利用していた場合、減免喪失の手続きが必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 水道番号の分かるもの □ 本人確認書類 （手続きに来られた方）	ご遺族など
	問合せ先
	高齢・障害課 障害者支援係 3 階 8 番窓口 ☎ 044-201-3215（身体障害者手帳・療育手帳） ☎ 044-201-3213（精神障害者保健福祉手帳）

公害医療手帳を持っていた

手続き　公害医療手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなられた方がお持ちの公害医療手帳は必ず返還が必要です。 公害健康被害補償法に基づく各種申請については、51 ページをご覧ください。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 公害医療手帳	どなたでも可
	問合せ先
	地域ケア推進課 管理運営係 7 階 ☎ 044-201-3228

MEMO

7. 福祉（高齢者）に関する手続き

高齢者在宅サービス（介護保険外）を利用していた

手続き 高齢者在宅サービスの廃止手続き

手続き詳細	期　限
紙おむつの給付、寝具乾燥、訪問理美容サービス、緊急通報システム事業などを利用していた方は、廃止の手続きが必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（手続きに来られた方）	ご遺族等
	問合せ先
	高齢・障害課 高齢者支援係 3 階 7 番窓口 ☎ 044-201-3080

水道料金・下水道使用料の基本料金減免制度（要介護）を利用していた

手続き 水道料金・下水道使用料の基本料金減免の喪失届出

手続き詳細	期　限
水道料金・下水道使用料の基本料金減免喪失の手続きが必要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 水道番号の分かるもの □ 本人確認書類（手続きに来られた方）	ご遺族等
	問合せ先
	高齢・障害課 高齢者支援係 3 階 7 番窓口 ☎ 044-201-3080

MEMO

8. 税金に関する手続き

普通自動車を所有していた

手続き 普通自動車の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期　限
普通自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	死亡から 15 日以内

必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

軽自動車を所有していた

手続き 軽自動車の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期　限
軽自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内

必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、軽自動車検査協会にご相談ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	軽自動車検査協会 神奈川事務所 ☎ 050-3816-3118

MEMO

125cc以下のバイク（原付1種・2種・特定小型）を所有していた

手続き　原付1種・2種・特定小型の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期　限
排気量 125cc 以下のバイク（原付 1 種・ 2 種・特定小型）の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内

必要なもの

【名義変更】

- □ 本人確認書類
  （相続人又はご遺族のもの）
- □ 譲渡証明書
- □ 廃車申告受付書（廃車申告をしていない場合は、標識（ナンバープレート）及び標識交付証明書が必要）
- □ 住所を証明するもの
  （川崎市に住民登録があれば不要）

【廃車】

- □ 本人確認書類
  （相続人又はご遺族のもの）
- □ 標識交付証明書
- □ 軽自動車税の領収証書
- □ 標識（ナンバープレート）

手続き可能な人

相続人又はご遺族

問合せ先

かわさき市税事務所 市民税課 管理係
☎ 044-200-3962

こすぎ市税分室 管理担当
☎ 044-744-3222

みぞのくち市税事務所 市民税課 管理係
☎ 044-820-6559

しんゆり市税事務所 市民税課 管理係
☎ 044-543-8957

MEMO

126～250ccのバイク（軽二輪）を所有していた

手続き　軽二輪の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期　限
排気量 126 ～ 250cc のバイク（軽二輪）の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内

必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

250cc超のバイク（小型二輪）を所有していた

手続き　小型二輪の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期　限
排気量 250cc 超のバイク（小型二輪）の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内

必要なもの	手続き可能な人
手続きの種類や相続人の人数などによって必要なものが異なりますので、運輸支局にご相談ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	関東運輸局 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2036

MEMO

小型特殊自動車を所有していた

手続き 小型特殊自動車の名義変更又は廃車手続き

手続き詳細	期　限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合には、相続人への名義変更又は廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から 15 日以内 廃車は死亡から 30 日以内

必要なもの

【名義変更】

- □ 本人確認書類
  （相続人又はご遺族のもの）
- □ 譲渡証明書
- □ 廃車申告受付書（廃車申告をしていない場合は、標識（ナンバープレート）及び標識交付証明書が必要）
- □ 住所を証明するもの
  （川崎市に住民登録があれば不要）

【廃車】

- □ 本人確認書類
  （相続人又はご遺族のもの）
- □ 標識交付証明書
- □ 軽自動車税の領収証書
- □ 標識（ナンバープレート）

手続き可能な人

相続人又はご遺族

問合せ先

かわさき市税事務所 市民税課 管理係
☎ 044-200-3962

こすぎ市税分室 管理担当
☎ 044-744-3222

みぞのくち市税事務所 市民税課 管理係
☎ 044-820-6559

しんゆり市税事務所 市民税課 管理係
☎ 044-543-8957

MEMO

不動産（土地・家屋）を所有していた

手続き　不動産の相続登記申請

手続き詳細	期　限
相続により不動産の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局にて不動産の相続登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。	相続で取得したことを知った日から３年以内

必要なもの	手続き可能な人
法務局へご確認ください。	相続人又はご遺族
	問合せ先
	不動産の所在が川崎区・幸区・中原区の場合、 横浜地方法務局 川崎支局 ☎ 044-244-4166 不動産の所在が高津区・宮前区・多摩区・麻生区の場合、 横浜地方法務局 麻生出張所 ☎ 044-955-2222 横浜地方法務局不動産登記部門 ☎ 045-641-7465

MEMO

固定資産税（土地・家屋・償却資産）が課されていた

手続き　固定資産税の代表相続人の届出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に固定資産税が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが代表相続人になられるのか、「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。なお、法務局への不動産（土地・家屋）の相続登記申請は必要となります。 ※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※固定資産税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類 （相続人又はご遺族のもの） □ 市税代表相続人届	相続人又はご遺族
	問合せ先
	かわさき市税事務所 資産税課 ☎ 044-200-3956 こすぎ市税分室 資産税担当 ☎ 044-744-3241 みぞのくち市税事務所 資産税課 ☎ 044-820-6565 しんゆり市税事務所 資産税課 ☎ 044-543-8971

MEMO

市民税が課されていた

手続き　市民税・県民税・森林環境税の代表相続人の届出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課されている場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが代表相続人になられるのか「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※市民税・県民税・森林環境税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類 （相続人又はご遺族のもの） □ 市税代表相続人届	相続人又はご遺族
	問合せ先
	かわさき市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-200-3882 こすぎ市税分室 市民税担当 ☎ 044-744-3231 みぞのくち市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-820-6560 しんゆり市税事務所 市民税課 市民税係 ☎ 044-543-8958

MEMO

軽自動車税が課されていた

手続き 軽自動車税の代表相続人の届出

手続き詳細	期　限
亡くなられた方に軽自動車税が課され、かつ名義変更又は廃車の手続きをされずに賦課期日（毎年４月１日）をまたぐ場合、納税通知書や還付に関する書類は、代表相続人に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが代表相続人になられるのか「市税代表相続人届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「市税代表相続人届」が提出されない場合、市が代表相続人を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 ※軽自動車税以外にも市税が課されている場合には、全ての担当課に提出する必要はありません。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類（相続人又はご遺族のもの） □ 市税代表相続人届	相続人又はご遺族
	問合せ先
	かわさき市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-200-3962 こすぎ市税分室 管理担当 ☎ 044-744-3222 みぞのくち市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-820-6559 しんゆり市税事務所 市民税課 管理係 ☎ 044-543-8957

MEMO

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期　限
市に登録のある犬について、登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更がある場合は、届出が必要です。 【新たな飼い主が市内にお住まいの場合】 ・犬にマイクロチップを装着していない又は装着しているが環境大臣指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）に登録していない場合は、犬の所在地を管轄している区の区役所衛生課で登録事項の変更の届出が必要です。オンライン手続かわさき（e -KAWASAKI）からの届出も可能です。 ・犬にマイクロチップを装着し、マイクロチップ情報を指定登録機関に登録している場合は、指定登録機関ホームページ「犬と猫のマイクロチップ情報登録」において、登録事項の変更手続きが必要です。手続きの際には、登録証明書に記載された暗証記号が必要となります。登録証明書を紛失されている場合については、指定登録機関へ直接お問合せください。 【新たな飼い主が市外にお住まいの場合】 犬の新しい所在地を管轄する自治体の狂犬病予防担当課（保健所など）に問合せの上、手続きをしてください。 ・環境大臣指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」 https://reg.mc.env.go.jp/	**飼い主が死亡して 30 日以内**

必要なもの	手続き可能な人
–	**新しく飼い主となる人**
	問合せ先
	衛生課 環境衛生係 **☎ 044-201-3222** **環境大臣指定登録機関　公益社団法人日本獣医師会** **☎ 03-6384-5320**

10. 医療に関する手続き

肝炎治療受給者証を持っていた

手続き 肝炎治療受給者証の返納

手続き詳細	期　限
亡くなられた方の肝炎治療受給者証について、返納が必要です。 ただし、有効期限が満了した受給者証の返納は不要です。	速やかに

必要なもの	手続き可能な人
□ 肝炎治療受給者証	どなたでも可
	問合せ先
	衛生課 感染症対策係 ☎ 044-201-3204

11. 災害弔慰金に関する手続き

交通事故又は労働災害により亡くなられた

手続き 川崎市災害弔慰金の申請

手続き詳細	期　限
交通事故又は労働災害で亡くなられた場合、川崎市災害弔慰金が支給されます。	なし

必要なもの	手続き可能な人
□ 死亡理由が確認できるもの	ご遺族
	問合せ先
	地域ケア推進課 管理運営係 7 階 ☎ 044-201-3228

MEMO

食品営業・理美容所・クリーニング所・環境衛生営業・動物取扱業・医療機関・薬局・施術所・歯科技工所等の施設の営業を区内で行っていた

手続き 地位承継・廃止届・変更届

手続き詳細	期　限
区内で営業などを行っている施設の場合は衛生課にご相談ください。	手続きによって異なりますので、施設所在地を管轄する区役所衛生課にお問合せください。

必要なもの	手続き可能な人
手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。	法定相続人
	問合せ先
	衛生課 食品衛生係 ☎ 044-201-3221 環境衛生係 ☎ 044-201-3222 感染症対策係（医療系） ☎ 044-201-3223

MEMO

13. 受水槽に関する手続き

所有している建物に受水槽が設置されており、届出をしていた

手続き 変更届

手続き詳細	期　限
区内にある施設の場合は衛生課にご相談ください。	手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。

必要なもの	手続き可能な人
手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。	新しく設置者となる人
	問合せ先
	衛生課　環境衛生係 ☎ 044-201-3222

MEMO

14. 医療職関係免許・調理師関係免許・クリーニング師免許に関する手続き

医療系（医師、歯科医師、薬剤師、看護師等）、栄養士、管理栄養士、調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師、クリーニング師の免許を持っている

手続き　抹消手続き

手続き詳細	期　限
必要な手続き方法については衛生課にご相談ください。	手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。

必要なもの	手続き可能な人
手続きによって異なりますので、衛生課にお問合せください。	戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者
	問合せ先
	衛生課　食品衛生係 ☎ 044-201-3221 環境衛生係 ☎ 044-201-3222 感染症対策係（医療系） ☎ 044-201-3223

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。詳しくは故人が働いていた勤務先にお問合せください。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		故人の健康保険の被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。 （国民健康保険の加入の場合は原則14日以内）
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。 加入されている健康保険組合にご確認ください。
遺族厚生年金の請求	5年以内	詳しくは年金事務所又はねんきんダイヤルへお問合せください。 川崎年金事務所 ☎ 044-233-0181 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 ※ 050で始まる電話でおかけになる場合は、 03-6700-1165

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>期　日</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>個人事業者の死亡届出書</td><td rowspan="2">速やかに</td><td rowspan="5">国税に関する一般的なご相談は「国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）」にお問合せください。
☎ 0570-00-5901

（川崎区所轄の税務署）
川崎南税務署
☎ 044-222-7531</td></tr>
<tr><td>事業廃止届出書</td></tr>
<tr><td>個人事業の
開業・廃業など届出書</td><td rowspan="2">1 ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>給与支払事務所などの
開設・移転・廃止届出書</td></tr>
<tr><td>所得税の青色申告の
取りやめ届出書</td><td>青色申告を取りやめようとする年の翌年 3 月 15 日まで</td></tr>
</table>

MEMO

該当事項	☑	主な手続き	問合せ先
運転免許証	□	返納手続き ※返納は義務ではありません。運転免許証の有効期限が満了していない場合には、運転免許証更新連絡書などの通知が届くことになります。通知の停止を希望される場合には、手続きが必要になります。	川崎警察署 ☎ 044-222-0110（代） 川崎臨港警察署 ☎ 044-266-0110（代） 運転免許センター ☎ 045-365-3111（代） 運転免許センター もしくは上記警察署など、 神奈川県内の警察署 （横浜水上警察署を除く。）にて お手続きください。
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室へお問合せください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
公害健康被害補償法に基づく各種申請	□	申請が必要な方は環境保健・アレルギー疾患対策課にお問合せください。	健康福祉局保健医療政策部 環境保健・アレルギー疾患対策課 ☎ 044-200-2488
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 又は代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 又は代理店
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル） ☎ 0570-00-5901 川崎南税務署 ☎ 044-222-7531
不動産登記	□	土地・家屋などの所有者移転（相続）登記など	横浜地方法務局川崎支局 ☎ 044-244-4166 横浜地方法務局麻生出張所 ☎ 044-955-2222 横浜地方法務局本局 ☎ 045-641-7461
不動産（空家）の相続など	□	不動産（空家）の相続などの相談	川崎市住宅供給公社 「すまいの相談窓口」 ☎ 044-244-7590
市営住宅	□	市営住宅の入居承継手続き、廃止届の提出など	川崎市住宅供給公社 ☎ 044-244-2060 （川崎、幸、中原）
県営住宅	□	県営住宅の各種手続き	川崎サービスセンター ☎ 044-511-9529

該当事項	☑	主な手続き	問合せ先
特別永住者に関する手続き	□	特別永住者証明書の返還	最寄りの地方出入国在留管理官署 東京出入国在留管理局 ☎ 0570-034259 東京出入国在留管理局横浜支局 ☎ 0570-045259 東京出入国在留管理局横浜支局川崎出張所 ☎ 044-965-0012
ごみの分別や収集	□	大量のごみがある場合など、ごみの収集などに関する問合せ	川崎生活環境事業所 ☎ 044-266-5747
水道	□	上下水道の名義変更など	上下水道お客さまセンター ☎ 044-200-3548
農地の相続など	□	農地の相続などの届出	農業委員会事務局 ☎ 044-860-2461
森林の土地の相続	□	森林の所有者の変更届	経済労働局農地課 ☎ 044-860-2461
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515
相続同意書・遺産分割協議書の作成など	□	相続同意書・遺産分割協議書の作成手伝いなど	川崎法律事務センター （神奈川弁護士会） ☎ 044-223-1149 神奈川司法書士会 ☎ 045-641-1372 神奈川行政書士会 （川崎南支部） ☎ 044-400-2200 神奈川行政書士会 （川崎北支部） ☎ 044-400-1315

※手続きに必要な書類の中には、区役所などで発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問合せいただいてから、区役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問合せください

必要書類の準備

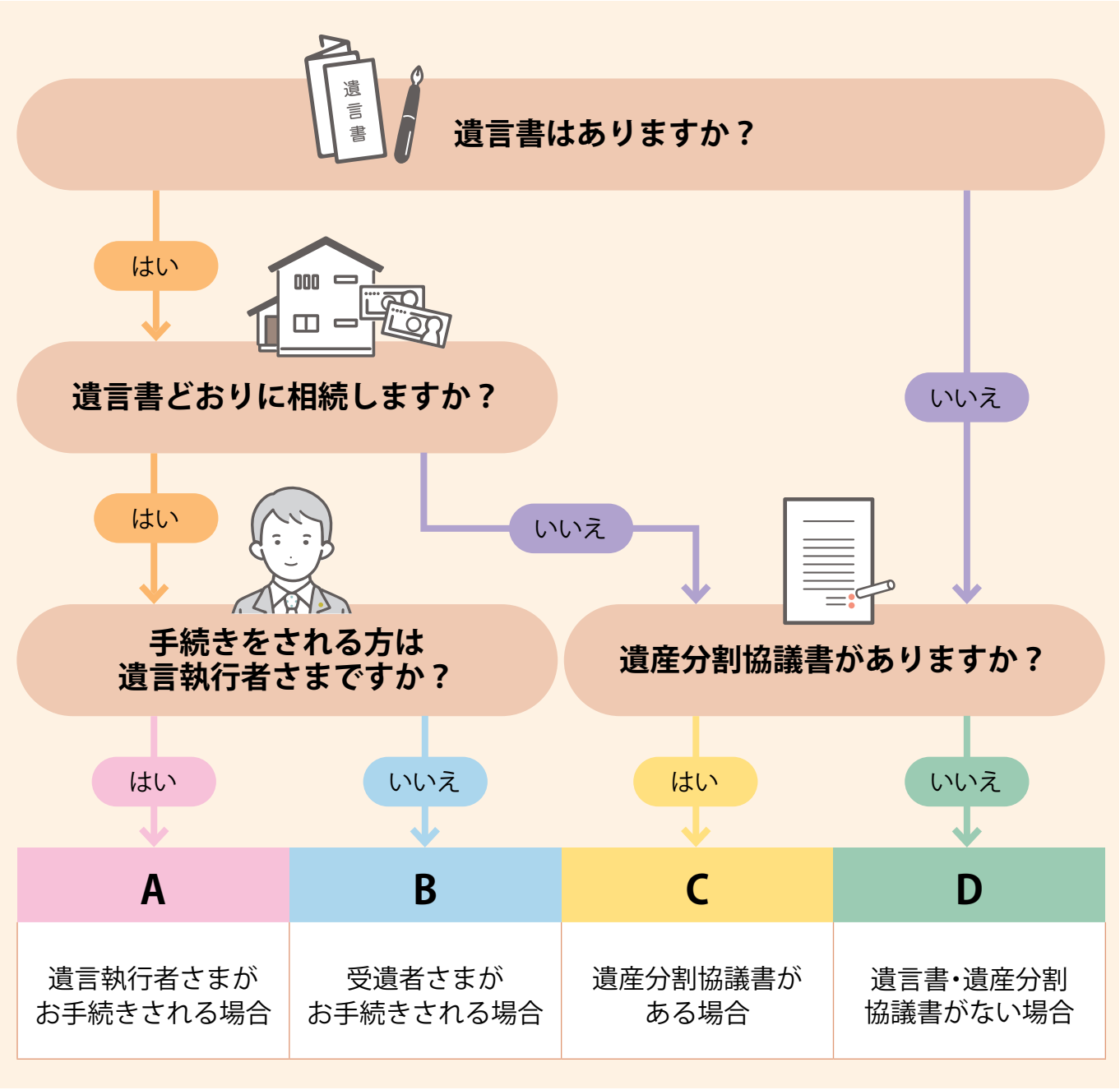

代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書又は、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

☑	項　目	備　考
□	相続人の調査・確定	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。区役所の証明発行の担当窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とご相談ください。
□	遺言書の調査	自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査	被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、被相続人が本市に所有していた不動産の課税状況の確認については、相続関係が分かる書類（戸籍謄本等）をお持ちの上、各市税事務所資産税課・市税分室資産税担当までご相談ください。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項　目	備　考
□	所得税の準確定申告	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から４ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
□	相続税の申告・納付	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数

不動産（空き家）を相続された方へ

◆その空き家、活用しませんか？

コミュニティカフェやこども食堂など、地域のまちづくりのために
空き家を利活用したい希望者がたくさんいます。
空き家所有者の方は、まずはお気軽にご相談を。

市 HP

◆空き家の譲渡所得特別控除

相続した空き家やその敷地などを譲渡した場合、一定の要件を
満たしていれば譲渡所得に対する特別控除を受けられます。

市 HP

【問合せ先】
川崎市まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課
〒 210-8577　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市役所本庁舎18階
電話：044-200-0517　FAX：044-200-3970
E-mail：50zyusei@city.kawasaki.jp

家系図（3親等内の親族）

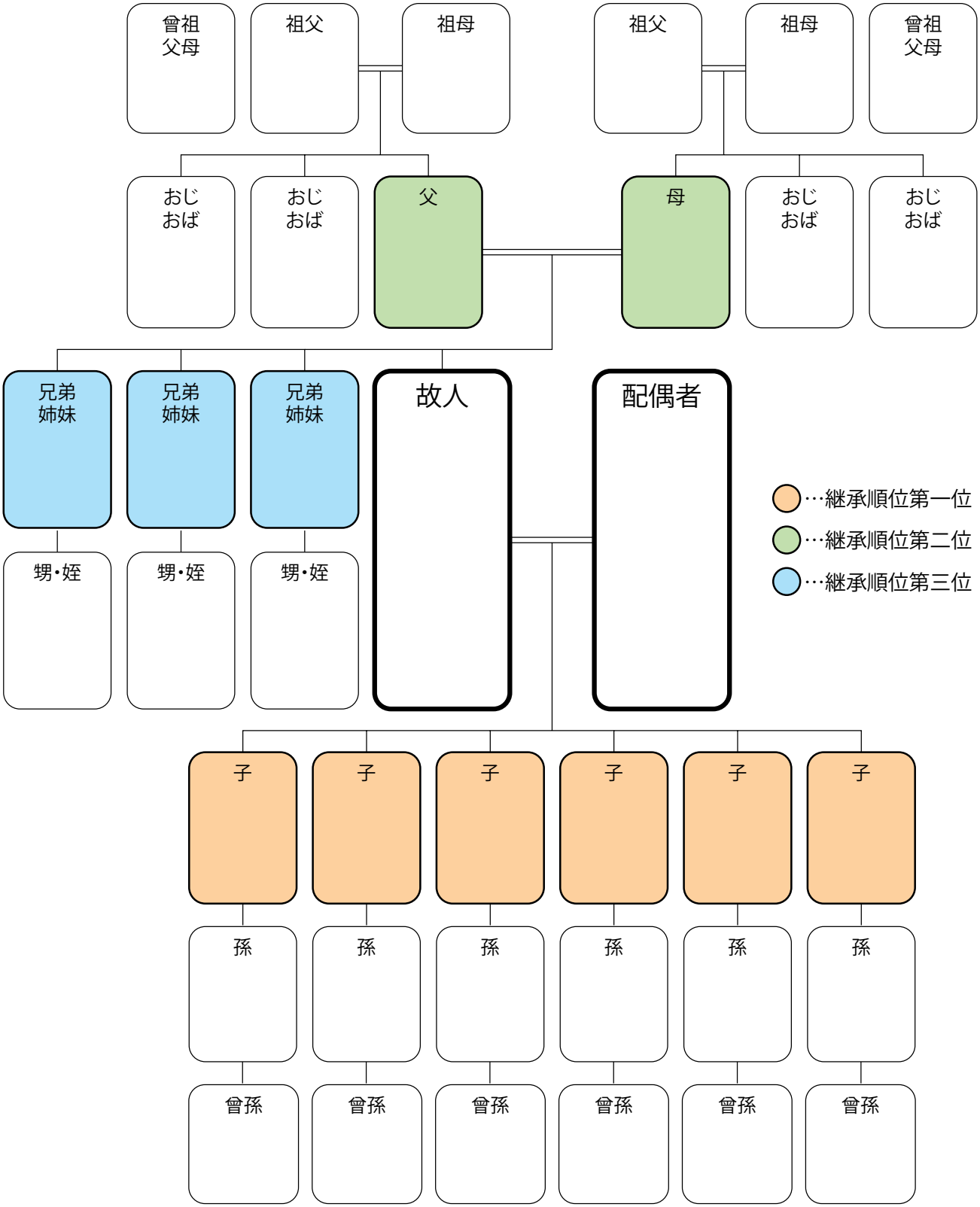

被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。

相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①
戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②
遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③
登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④
登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤
登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
  相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない
  不動産についても、登記が義務化されます。
- 問合せは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
  相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

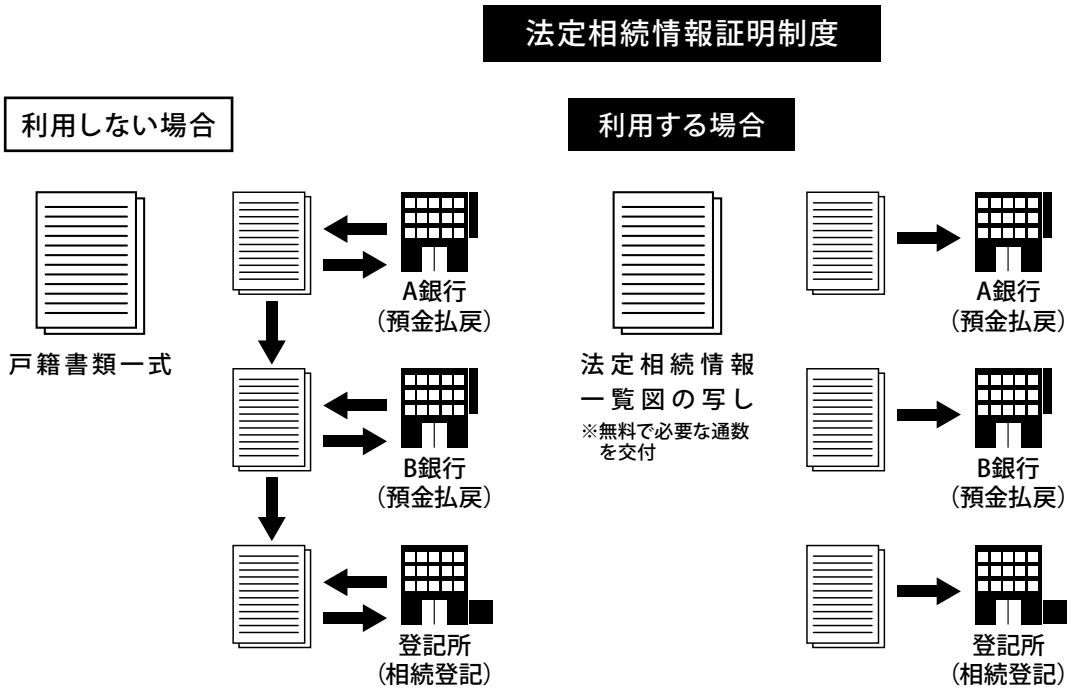

POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人又は代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。

2.法定相続情報一覧図を作成します。

3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。

2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

※コピーしてお使いください。

委 任 状

代理人（頼まれた方）

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日生＿＿＿＿

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

［委任事項］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

委任者（頼む方）

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日生＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

（宛先）川崎区長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
（例）〇山〇子の世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの）を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。
※委任者本人が署名又は記名押印してください。
※年金の手続きでは、別途所定の様式による委任状が必要です。

終活に関する相談及び川崎市未来あんしんサポート事業のご案内

川崎市では、いつまでも安心して過ごせるよう、川崎市社会福祉協議会が高齢者の方などの終活を支援しています。

◆終活に関する相談

終活に関する一般的な相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

例：終活を始めたい、どのような準備をすればいいの？
　　頼れる親族がいなくて、今後のことを誰かに相談したい！　など

◆私と家族の終活べんり帳の配布

終活に関して知っておきたいこと、考え方のポイントやよくある質問をまとめた「終活べんり帳」を発行し、区役所、図書館、市民館等で配布しています。

◆エンディングノートの配布

川崎市・川崎市社会福祉協議会の協力により、川崎フロンターレがエンディングノートを製作し、区役所、図書館、市民館、福祉パル等で配布しています。
是非お手に取っていただき、これまでの人生を振り返り、終活にご活用ください。

◆川崎市未来あんしんサポート事業

親族等からの支援を受けられない方等を対象に、遺言の作成支援・生前の見守りや、逝去後の葬儀・埋葬等の死後事務及び遺言執行をいたします。なお、利用には、川崎市社会福祉協議会との契約及び死後事務の執行に係る実費相当の預託金等のお預入れが必要です。

【問合せ先】
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
川崎市あんしんセンター終活支援課
〒211-0053　川崎市中原区上小田中6-22-5　川崎市総合福祉センター（6階）
電話：044-712-3372　　FAX：044-739-8738

MEMO

広告

相続手続きで お困り事はありませんか？

かわしんへ相談

こんなお悩みやお困りごとはありませんか？

① 何から手をつけてよいかわからない
② 相続人が多く手続きが進まない
③ 仕事も忙しく手続きの為の時間が取れない
④ 家の片付けや名義変更の相談をしたい

特別な利率の定期預金をご用意しています

相続定期預金

本店営業部	☎044-220-2286	渡田支店	☎044-344-0081
大師支店	☎044-266-6581	京町支店	☎044-344-2257
小田支店	☎044-322-3737	川崎地下街出張所	☎044-245-1818
大島支店	☎044-244-4134	藤崎支店	☎044-201-3920

※4/16から藤崎出張所は藤崎支店となります

本店住所　〒210-0006 神奈川県川崎市川崎区砂子2丁目11-1

詳しくは、店頭窓口または渉外担当者にお問い合わせください　平日9:00～17:00（土・日・祝・12/31～1/3を除く）

この街のベストサポーター
川崎信用金庫　かわむす kawa musu

広告掲載に関するお問合せ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

JR川崎駅徒歩8分　京急川崎駅徒歩5分

since1968

相続のご相談は
川崎合同法律事務所へ

所属弁護士16名
川崎最大
規模

55年超
の歴史

相談実績
３千件超

※転職・求人サイト「NO-LIMIT」内
【2024年最新】全国の法律事務所ランキングトップ300 調べ

【後悔しない解決】のために全力を尽くします

- ☑ 土地・建物をどう分けたらいいの？
- ☑ 遺産分割で不利にならないためには？
- ☑ 遺産分割協議がまとまらない
- ☑ 遺言書があるけど遺留分でもめている

わたしたちにお任せください！

遺言書作成、後見・財産管理、死後事務委任など
【終活】のサポートもお任せください

▼お電話またはwebフォームにてご予約ください

ご相談
予約

044-211-0121

24時間受付中

［電話受付時間］　平日10:00～18:00（土曜日と夜間のご相談可）

【予約webフォーム】　【公式サイト】

https://kawagou.org/

〒210-8544　神奈川県川崎市川崎区砂子1-10-2ソシオ砂子ビル7階
川崎合同法律事務所　弁護士藤田温久他15名（神奈川県弁護士会所属）

広告掲載に関するお問合せ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

心からご冥福をお祈りいたします

親子二代で守る
川崎のカーライフ

ご自宅でも
査定・引取
OK

故人様の
ご名義でも
OK

廃車費用
無料！

思い出の詰まったクルマを大切にお預かりします

お役に立てる事があれば、お気軽にご相談ください。

APOLLO AUTOMOBILE

株式会社アポロオートモービル

フリーダイヤル **0120-814-465**

〒210-0845
神奈川県川崎市川崎区
渡田山王町 20-17 アポロビル1F

HPからも
お問合せ
いただけます。

古物商許可番号：452500004929

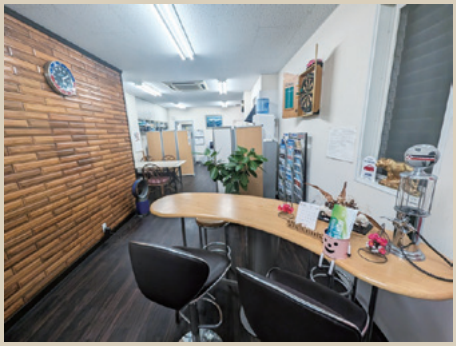

広告掲載に関するお問合せ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

こんなお悩みありませんか？

戒名だけ
つけて欲しい

檀家にはいっていないが
ちゃんとしたお坊さんに
お経をあげて欲しい

近くに
お寺がない

法事をすべき立場になったが
どうしていいか分からない

葬儀や法要の際のお布施
お車代などのお金のことが不安

寺院のお坊さん
僧侶を紹介、
派遣いたします！

主要八種宗派対応

いいお坊さん

法事・法要の
お手配総額 **4.5**万円～ 決まった金額だから安心！

0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

https://lp.e-sogi.com/tehai/

いいお坊さん

二次元バーコードからアクセス

鎌倉新書 Kamakura Shinsho

運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階
「いいお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）が行っています。

JPX PRIME TOKYO

広告掲載に関するお問合せ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

川崎市での相続相談なら

原川みどり税理士事務所にお任せください

いきなりの事で何をしたらいいかわからない…。
川崎市の無料相談会も行っている信頼できる先生が、
あなたの相談にのります！

面倒な相続手続きをお引き受けいたします

相続税の申告がいるのかいらないのかお調べします。いる場合は申告も

信頼できる弁護士、司法書士と連携してあなたのお悩みを解決します。

贈与や二次相続の相談にも対応

遺言書の作成、節税対策のお手伝いをします。

不安なことを何でも相談できる身近なパートナーになります！

＼HPはこちらから／
https://www.harakawa-midori.com/index.html

原川みどり税理士事務所

所属会：東京地方税理士会　登録氏名：原川 みどり
〒212-0053 神奈川県川崎市幸区下平間48-100　E-Mail：info@harakawa-midori.com
TEL 044-276-8817
受付時間：平日 10:00～17:00（事前にご連絡があれば、土日時間外の相談も可能です）

広告

お手元に１冊あればいざと言う時に役立つ！

後悔しないためのお墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】
・お墓の選び方　・お墓購入の流れ
・お墓の種類と費用相場　・購入者の体験談 など

全20ページ フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで
もれなく全員無料でもらえます！
～ あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします ～

通話料無料 電話で資料請求 0120-626-213
いいお墓お客様センター　受付時間：9時～16時（年中無休）

24時間いつでも受付 WEBで資料請求
いいお墓 ハンドブック　検索

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。　※一世帯につき１冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。

鎌倉新書 Kamakura Shinsho　いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書（東証プライム上場 証券コード：6184）が運営しています。
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階
https://www.kamakura-net.co.jp/

広告掲載に関するお問合せ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

相続税の申告は是非ご相談下さい。

無料電話相談・無料お見積もりはこちら

TEL.090-6711-5172

この度は心よりお悔やみ申し上げます。
当所では皆様の相続税申告についてのご不安を解消するため
親しみやすい女性税理士が親切丁寧に対応致します。
相続人の中に海外居住の方がいらっしゃる場合
納税管理人もお引き受けしております。
また、弁護士、司法書士とも連携しています。
まずはお気軽にご相談下さい。

Mizonokuchi Tax
みぞのくち
税務会計事務所

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口3-17-26-101
Mail:mizonokuchi-tax5172@ymail.ne.jp
HP:https://mizonokuhi.wordpress.com/
東京地方税理士会　川崎北支部
税理士・米国公認会計士　中原康子税理士事務所

広告

ご供養をはじめられるご家族様へ
お仏壇のある暮らしを
サポートいたします

お仏壇、お位牌についてのご相談は下記までお気軽にご連絡ください。

株式会社 坂田佛具店
〒210-0004 神奈川県川崎市川崎区宮本町 6-1
営業時間 9：30～18：00 水曜日定休

☎044-222-4565

fax：044-222-4562
info@sakata-b.jp

WEB でもっと詳しく確認！！
www.sakata-b.jp

広告掲載に関するお問合せ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

葬儀保険® 千の風

終活・葬儀費用に活かせる保険があります

人生の最終章を豊かにする準備、はじめませんか？

葬儀保険「千の風」のおすすめポイント

1 Point 最高100歳まで保障 **85歳10ヶ月まで申込可能!!**

2 Point すぐに使えて安心 **保険金の迅速なお支払い**※ 入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます

3 Point 加入審査も **告知だけの簡単手続き!!**

4 Point **お金の使途は自由** もちろん、ご家族の生活費などにもご利用いただけます

※弊社に完備書類到着後、最短翌営業日に保険金をお支払いたします（当社実績に基づきます）

保険金定額タイプ100万円保障プラン 例）70歳の場合

月々2,500円で▶100万円保障

その他50万円保障・80万円保障プランもご用意!

《引受少額短期保険業者》

ベル少額短期保険株式会社

所 在 地：812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電　　話：092-474-4444
登録番号：福岡財務支局長（少額短期保険）第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください

FREE 0120-444-000

【受付時間】平日10:00～17:00

▲Webでのお申し込みはこちらから

◆【千の風（1年更新型定期保険）】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」でご確認ください。 ◆年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」「約款」を必ずお読みください。
当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）のグループ企業です。

ベル少短-資料-2507-001

広告掲載に関するお問合せ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

遺品整理・生前整理をしようとしてるあなた！

ちょっと待った！

こんなお悩みありませんか？

知らないことだらけで
しっかりと説明
してもらえるか不安

故人の大切に
していたものを
誰かに使ってもらいたい

小物から大型の家具・
家電まで、
家の中まるごと
対応して欲しい

丁寧に
見てもらえる業者
に頼みたい

遺品整理・生前整理に強い出張買取専門店
SSRにご相談ください

遺品整理の前に
出張買取SSR
を呼んだ方が良い理由

高額買取・無料引き取り

遺品整理士、遺品査定士、相続診断士
の資格を持った専門家が対応します！

① 高額買取
自社買取、自社販売で
中抜き業者がいない
から高額買取が可能

② なんでも査定可能
家の中にある物全てに
対応した他社にはない
幅広い買取品目

③ プロの査定力
遺品整理士・遺品査定
士の資格を持った買取
歴15年の専門家

遺品整理をする前に、まず査定させてください！

※遺品整理以外の通常の出張買取も承っております。お気軽にご相談ください。

LINEから
無料査定

リユース・リサイクルショップ
川崎市認定店

一都三県対応の
出張買取専門店

SSR

株式会社SSR
info@ssrkaitori.com https://ssrkaitori.com/
〒210-0846 川崎市川崎区小田 5-8-2 ティワイマンション 1F
044-440-7084
神奈川県公安委員会 第 452500029235 号（古物商許可）
遺品整理士・遺品査定士・相続診断士（保有資格）

広告

相続代行ならアディーレ

経験豊富な弁護士が、あなたの相続手続をお手伝いします！

何から始めればいいのかわからない…

手続の期限に間に合うか不安…

親族の間で話がまとまらない…

相続手続の不安や疑問、弁護士と一緒に解決しませんか？

弁護士に依頼するメリットは…

- 数が多く複雑な手続を代行してもらえる
- 適切な遺産分割や相続手続を期限内に行える
- アディーレが交渉の窓口となり、精神的負担を軽減できる

さらに…アディーレは

相続に関する**ご相談は何度でも0円！**

目的が達成できなければ**弁護士費用等を返金！**(※)

※委任契約の中途に自己都合にてご依頼を取りやめる場合、成果がない場合にも解除までの費用として、事案の進行状況に応じた弁護士費用等をお支払いいただきます。

アディーレ法律事務所

弁護士法人AdIre法律事務所［第一東京弁護士会所属］

池袋本店▶東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60
川崎支店▶神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎13F

お電話またはWebサイトからご連絡ください

通話無料 0120-200-378

朝9時から夜10時まで、土・日・祝も休まず受付

Webサイト　公式LINE

広告掲載に関するお問合せ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

相続手続きや相続対策など どこに相談していいか分からない方へ

専門的知識と多数の実績に裏付けられた相続のそれぞれのプロが全力でサポート

税理士×司法書士×宅地建物取引士

の川崎市で活動する3社が連携してワンストップで解決します！

全社が川崎市内なので
機動的な対応が可能！

1社に相談すれば他の2社に
速やかに情報共有するので
面倒がなく安心・安全！

初めてのことで不安な方
親身にご相談承ります

どのようなことでも
柔軟に対応・提案します！

《ご遺族様向けのサービス》
例として相続登記手続き・遺産分割協議の作成・関連事業者と提携

●相続税計算・申告●相続税節税提案（相続発生後に可能な対策もあります）●不動産・株式評価●相続登記に必要な書類の収集●遺産分割協議書の作成●相続登記申請●不動産時価評価●賃貸不動産の世代交代手続き●権利関係が複雑な不動産の売却・活用●法定相続情報証明の作成●預貯金等の遺産承継業務

わからなくなったら 税理士へ

- 相続税がかかるのかかからないのか
- 申告しなければいけないのか
- どうやって申告したら節税になるのか
- 不動産と株式評価はどうするのか

すべての笑顔のために、私たちがいます

We make Smile 税理士法人 **下平会計事務所**

東京地方税理士会所属　代表：下平 英生

神奈川県川崎市川崎区東田町8パレール三井ビル8階
TEL.044-233-2811
FAX.044-233-0818
Email.info@wms.or.jp

わからなくなったら 司法書士へ

- 遺言の有る無しでどう手続きが変わるのか
- 戸籍や住民票ってどうやって集めるの
- 定期預金や証券会社への手続きはどうしたらよいか
- 音信不通の相続人がいるのだけど

身近な相談役として皆さまに寄り添います

司法書士小山明子事務所

神奈川県司法書士会所属　代表：小山 明子

神奈川県川崎市川崎区宮前町8-15パールビル1階
TEL.044-211-2811
FAX.044-211-2881
Email.info@koyamaoffice.com

わからなくなったら 不動産会社へ

- 不動産を売却して資産を分けたり税金を支払えるの
- 本当は一体いくらで売れるの
- 借地・私道・共有不動産って何
- 売らずに活用できるの

もっと優しく親切に不動産に信頼と感動を

川崎中央プランナー since1990

●宅地建物取引業 神奈川県知事免許(8)19396号
●賃貸住宅管理業者登録 国土交通大臣(2)第000755号

代表：木村 真教

神奈川県川崎市川崎区東田町5-3 ホンマビル1階
TEL.044-246-5831
FAX.044-246-0012
Email.company@kcp.gr.jp

本紙ご持参で ◆相続税概算お1人様分無料　◆相続財産売却の際の仲介手数料1割引

広告掲載に関するお問合せ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

発　　行　　川崎区役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　令和 8（2026）年 10 月